

保険料免除制度および若年者納付猶予制度があります

平成24年度分（7月～平成25年6月分）の申請受付を7月から開始

●問合先 日本年金機構 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7121（資格・納付・免除に関すること）
市役所国保年金課 年金G 内線 105、106

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きにより日本年金機構で前年（または前々年）所得の審査・承認を受けることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、申請は早めに手続きしてください。学生の方で保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。なお、所得によって、免除や猶予が受けられない場合があります。

《 保険料免除制度 》

所得に応じて、「全額免除」と保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の4段階の免除制度があります。

◇**所得基準** 「申請者本人と配偶者、世帯主」の前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

・全額免除

（扶養親族等の数+1）× 35万円+ 22万円

※例：単身世帯の場合 57万円まで

・4分の1納付

78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

・半額納付

118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

・4分の3納付

158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◇**一部納付額（平成24年度）と年金額**

申請手続後、承認を受けると、保険料の全額または一部を納付し、残りの保険料が免除されます。

・全額免除 保険料全額（14,980円）免除

→ 年金額は1/2（平成21年3月までは1/3）

・4分の1納付 保険料額 3,750円

→ 年金額は5/8（平成21年3月までは1/2）

・半額納付 保険料額 7,490円

→ 年金額は3/4（平成21年3月までは2/3）

・4分の3納付 保険料額 11,240円

→ 年金額は7/8（平成21年3月までは5/6）

《**注意**》一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除は無効となり未納扱いとなります。

《 若年者納付猶予制度 》

30歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予され、後払いができる制度です。

◇**所得基準** 「申請者本人と配偶者」の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

（扶養親族等の数+1）× 35万円+ 22万円

●申請方法

申請は原則として毎年必要です。免除等のサイクルは、7月から翌年6月までです。毎年7月から翌年7月までに申請してください。

○申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳、認め印（本人署名の場合不要）
- ・平成24年1月1日以降に転入した方は「平成24年度（平成23年分）課税証明書または非課税証明書」（1月1日現在の住所地で取得）
- ・退職（失業）し、特例により申請をする場合は、「雇用保険被保険者離職票（写）」「雇用保険受給資格者証（写）」「退職辞令」（平成25年3月までに特例免除を申請する場合は該当する退職日が平成23年3月31日以降）

○**免除・納付猶予申請の結果通知** 手続きを行うと、年金事務所で審査後、約2～3か月で承認・却下の結果通知（はがき）が年金事務所から届きますので、ご確認ください。納付書は結果が届くまで保管してください。

○**継続申請（全額免除・納付猶予のみ）** 申請時に継続審査を希望して承認されると、翌年は自動的に審査されます。退職（失業）により特例免除で承認された方や一部納付を承認された方は毎年申請が必要です。

○**平成23年度分（平成23年7月～平成24年6月分）の保険料免除・納付猶予** 申請は平成24年7月31日（火）が申請期限となります。まずはご相談ください。

◎保険料の追納をおすすめします！

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間があると、全額納付したときに比べ、受け取る金額が少なくなります。10年以内であれば古い順からさかのぼって納付する「追納」ができます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降は加算金が増加されますので、早めの追納をお勧めします。

毎年、所得の申告は忘れずに！！ 免除の審査は前年所得が基準です。扶養に入っている方の申告は不要ですが、申請者本人、配偶者、世帯主の方は所得がなくても必ず申告してください。